

## 「新綱島駅自転車駐車場詳細設計業務委託」に係る 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

### 1 件名

新綱島駅自転車駐車場詳細設計業務委託

### 2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり。

概算業務価格(上限)は約 40,000 千円(税込)です。

なお、提案書提出時には業務に必要な内訳を示した参考見積書を合わせて提出するものとします。

### 3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行区域の道路区域に整備する地下機械式自転車駐車場の設計が可能な者であり、かつ、次の条件を満たす者とします。

なお、複数の法人により共同企業体を組成する場合は、構成する法人のすべてが(3)から(13)までの要件をすべて満たす者とし、(1)については代表する企業が満たし、(2)については構成する法人のうち1者以上が要件を満たすものとします。

- (1) 令和元年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等)において、種目「土木設計」を登録し(所在地・規模は問わない)、かつ、地下式の自転車駐車場設計業務の実績があること。
- (2) 令和元年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(工事)において、種目「機械器具設置」を登録し(所在地・規模は問わない)、かつ、地下機械式自転車駐車場の機械器具設置業務の実績があること。
- (3) 横浜市一般競争入札有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、現に申請中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了している見込みである者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でない者であること。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- (8) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立がなされている者(更正又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。
- (9) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)でない者であること。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること。
- (11) 共同企業体の各構成員が、当該業務について提案を行う他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- (12) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (13) 新綱島駅自転車駐車場詳細設計業務委託を完了期限までに履行することが可能なこと。

#### 4 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、必ず「参加意向申出書」を提出し、参加意向の表明を行ってください。

- (1) 提出期限 令和2年1月24日(金)午後3時まで(必着)
- (2) 提出先 横浜市都市整備局 市街地整備部 綱島駅東口周辺開発事務所  
担当 上浦(かみうら)  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-8-9 福岡ビル501号  
電話 045-531-9602
- (3) 提出方法  
郵送又は持参  
(郵送の場合は発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)
- (4) 参加表明時の提出書類
- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ア 参加意向申出書(様式1)          | 1部          |
| イ 共同企業体協定書兼委任状(様式1-2)   | 1部 ※必要な場合のみ |
| ウ 委託業務経歴書(様式2)及び契約書等の写し | 1部          |

- エ 誓約書(様式3) 1部  
オ 提案書資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※定型サイズの封筒を使用し、通知書送付先のあて先を明記のうえ、84円分の切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書(様式4)を令和2年1月30日(木)午後5時までに発送します。なお、提案資格が確認できた場合は、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書(様式5)を送付します。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までとします。説明を求められた本市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(6) 注意事項

参加申込みには、「横浜市一般競争入札有資格者名簿」への登録が必要です。参加意向申出書の提出までに、登録の申込みを行ってください。

- ※ 手続きの詳細は、横浜市電子入札システムサイト「ヨコハマ・入札のとびら」(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>)をご覧ください。下記、ヘルプデスクへ問合せください。

電子入札ヘルプデスク 申請入札方法等のお問合せを一括して受け付けます。 TEL : 045-662-7992 受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日除く。)
---

## 5 質問書(要領1)の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル関係書類提出要請者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和2年2月6日(木)午後3時まで(必着)  
(2) 提出先 横浜市都市整備局 市街地整備部 綱島駅東口周辺開発事務所  
担当 上浦(かみうら)  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-8-9 福岡ビル501号  
電話 045-531-9602 E-mail [tb-tsunashima@city.yokohama.jp](mailto:tb-tsunashima@city.yokohama.jp)

- (3) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール  
(持参以外は着信確認をお願いします。また、郵送の場合は書留郵便とし、期限まで到着するように発送してください。)
- (4) 回答日及び方法 令和2年2月13日(木)までに電子メールにより通知します。

## 6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式(様式6及び要領2～11)に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
- ア 業務の実施体制について(要領2)
  - イ 予定技術者の経歴等について(要領3)
  - ウ 予定技術者の同種・類似業務実績について(要領4)
  - エ 業務の実施方針及び手法について(要領5～9)
    - ・ 基本的な考え方及び提案の概要について記載すること。(要領5)
    - (ア) 地下機械式自転車駐車場の配置について(要領6)
      - 配置にあたり、下記の条件に基づき、配置図(イメージ)を作成のうえ、以下の①～③について記載すること。
      - ①施設の大きさ(地下構造物の規模(深さ、径)、地上構造物の規模(長さ、幅、高さ))
      - ②配置する基数及び配置した自転車駐車場ごとの収容台数
      - ③将来需要を想定した子乗せ自転車用スライド式サイクルラック技術基準【平成30年11月 一般社団法人 自転車駐車場工業会】の適応対象車両の1基あたりの収容割合
- 【配置の条件】**
- ・ 道路区域内の指定の位置に南側に1基、全体で4基以内配置(別紙1)
  - ・ 駐輪台数972台以上(約1,000台)を確保
  - ・ 子乗せ自転車用スライド式サイクルラック技術基準の適応対象車両に対(参考:現状、綱島駅周辺の各市営駐輪場において、子乗せ自転車は2～3割程度の利用がある)
- (イ) 現地条件を踏まえた工法及び施工について(要領7)
- 新駅開業(令和4年度下期)に合わせた供用開始及び構造物の品質確保等を踏まえ、以下の④～⑨について記載すること。なお、⑦～⑨については、「施工ヤードを最小にした場合」と「工期を最短にした場合」の2つのケースにおいて、これまでの他地区での実績等を踏まえ、一般的なものを示すこと。
- ④本地区の特性である軟弱地盤及び高地下水位への対応
    - ・ 施工性及び止水性(施工中及び完成後)の確保の対策及びそれに係る費用

⑤新駅構造物への近接による影響

- ・他地区における鉄道近接施工の実績

⑥施工中における周囲への影響（騒音、振動等）対策

⑦1基あたりの標準施工ヤード（イメージ図、面積）

⑧1基あたりの標準工期

⑨1基あたりの標準整備コスト

（ウ）維持管理について（要領8）

事業継続の妥当性やランニングコストの平準化等を踏まえ、以下の⑩～⑫について記載すること。

⑩竣工後20年間の運用における定期点検や機械部品交換等の維持管理計画の策定

- ・ランニングコストに係る項目及び費用
- ・定期点検（回数、時間、入出庫可否、方法、項目等）
- ・機械部品の交換計画及び供給期間
- ・地下構造物のメンテナンス（方法、耐用年数等）

⑪機械トラブル時の対応

- ・緊急出動対応（体制、拠点、到着時間、遠隔操作等）
- ・対応時に係る費用負担の範囲

⑫災害時の対策及び対応

- ・浸水対策及び復旧方法
- ・地震対策及び復旧方法
- ・停電時の対策及び復旧方法

（エ）利用者の利便性及び安全性等について（要領9）

利用者ニーズや街づくりとの整合が図られた、利用者の利便性及び安全性等について、以下の⑬～⑯について記載すること。

⑬利便性の確保

- ・入出庫処理能力
- ・入出庫操作
- ・車検対応等利用者登録方法

⑭安全性の確保

- ・入出庫扉内への侵入防止対策
- ・車両の不具合に対する対策
- ・利用者と歩行者の交錯への対策

⑮将来を見据えた新たなサービスの導入

- ・IoT、アプリケーション等を活用した利用者ニーズを踏まえた利便性の向上案

⑩周辺のまちづくりと調和した入出庫口デザイン

- ・他事例における景観と調和したデザイン例

オ その他の課題等について(要領 10)

カ 提案書の開示に係る意向申出書(要領 11)

(4) 配置予定技術者(資格者)の条件は、次のとおりとします。

ア 予定技術者(資格者)の要件

管理技術者:技術士(建設部門)

照査技術者:技術士(建設部門)

イ 予定技術者(資格者)に必要とされる類似業務の実績

管理技術者及び担当技術者は、自転車駐車場設計業務の実績を1件以上有するものとしてします。

(5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、業務の内容が具体的に表現されたものは認めません。

ウ 具体的な設計図、模型(模型写真含む)、透視図等の使用は認めません。

エ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

オ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

(6) その他提出書類

提案書評価基準における「企業としての取組について」、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行計画の写し」	一部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行計画の写し」	
以下のうちいずれかの認定の取得 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定	認定通知書の写し	

よこはまグッドバランス賞の認定の取得	認定通知書の写し、又は認定書の写し	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員 45.5 人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員 45.5 人以上)	最新年度の障害者雇用状況報告書(事業主控の写し)	

## 7 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 8 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

- ア 提出部数 10 部
- イ 提出先 4(2)と同じ
- ウ 提出期限 令和2年2月 20 日(木)午後3時まで(必着)
- エ 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

### (2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者(又は1共同企業体)につき1案のみとします。
- カ 提案者の都合による提案内容の変更は認められません。
- キ 「横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱」に基づくものとします。

## 9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和2年3月上旬(予定)
- (2) 実施場所 横浜市庁舎又は市庁舎周辺の会議室(予定)
- (3) 出席者 管理技術者又は担当技術者を含む4名以下としてください。
- (4) その他
  - ・日時等詳細については、別途お知らせします。
  - ・提案書をもとに実施しますので、パソコン、プロジェクター等の機材の持ち込みは不可とします。

## 10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	都市整備局第一入札参加資格審査・業者選定委員会	新綱島駅自転車駐車場詳細設計業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事。	プロポーザルの評価・特定に関する事。
委員	都市整備局長(委員長) 都市整備局 副局長 都市整備局 企画部長 都市整備局 都市交通部長 都市整備局 都心再生部長 都市整備局 地域まちづくり部長 都市整備局 防災まちづくり推進室長 都市整備局 市街地整備部長 都市整備局 総務課長 財政局 契約第二課長	都市整備局 副局長(委員長) 都市整備局 総務課長(副委員長) 道路局 交通安全・自転車政策課長 道路局 施設課バリアフリー対策等担当課長 財政局 公共施設・事業調整課担当課長 都市整備局 市街地整備調整課長 都市整備局 綱島駅東口周辺開発事務所長

## 11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者に特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面(様式7)により通知します。

- (1) 通知日 令和2年3月下旬(予定)
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までとします(必着)。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

### 13 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。  
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

### 14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

### 15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨  
ア 言語:日本語  
イ 通貨:日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否:要する
- (4) 本委託業務は、令和2年度横浜市各会計予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。

- (5) 本委託業務は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする案件です。

